翻 訳

J·R·マカロック著『石炭税制改革論』 Ŀ

若 林

凡

一、本稿は J.R. M'Culloch, "Observations on the Duty on Sea Committees, and other official Documents", London, 1830 S in the Port of London-founded on the Reports of Parliamentary borne Coal; and on the peculiar Duties and Charges on Coal, 全訳である。

一、原著の註は脚註となっているが、本稿では * 印を付けて段落毎 訳者によるものである。 で示して一括した。本文中の鉤括弧 () 内に挿入された字句は の末尾に挿入した。また、訳者の註は各章の末尾に(1)、(2)…

ある。

一、原著におけるイタリック字体は本稿では傍点を付し、また全綴 り字のキャピタル表現についてはゴチック字体とした。

諸委員会の3つの報告が言論界や公衆の注意を大して引かな 最近印刷された石炭業の状態、および石炭税に関する議会

> かったというのは不思議なことである。これまでこれほど我 って、だがとりわけロンドンの人びとにとって非常に重大で った。そこで調査された主題は、あらゆる階級の人びとにと 々の目にとまった興味深い記録文書というのはほとんどなか 洋 夫訳

罪行為のあらゆる生まの醜状があばかれている以上、どのよ が実際に存在しうるかどうかを疑ったであろう。しかし、犯 れらの悪弊の性格と広がりを気づかせるのは困難であったで あろう。彼らは、〔議会〕報告で暴露されたごとき犯罪行為 業界のあらゆる部門に徐々にしみ込んでいたことにずっと以 前から気づいていた。だが、議会調査がなければ、公衆にこ 実業に精通している人びとは、破廉恥きわまる悪弊が石炭

犯罪行為の全面的な暴露にもかゝわらず、それがなお以前と ということは驚きをかきたてることであろう。しかし、もし うにしてそれがこれまで世間ではびこるのを許されてきたか 全く必須のものなのである。燃料費は下層および中流の階級

したことが事実であるとすれば、政府と公衆が同様に第一に、「すべての諸玉くべきことである、とわたしたちはいわざるをえない。こう」の「一つであるにようにひどく蔓延するのを許されるのだとすれば全く驚」の影響を与ら

に、海送炭税に関するものであり、また第二には、石炭の売石炭業界を被う苦情は二つに大別することができる。第一

するものであることを証明するであろう。

その最も神聖な義務を、最後には、その最良の利益を、無視

正行為が今日という今日まで促進されてきたのである。で過酷であり、そこでは業界で実行可能なあらゆる種類の不却に関する諸規制についてのものである。後者はとくに首都

第一

thern climates) では、燃料は食料とか衣料とかと同じように忘れてきたように思われる。 わが国のような 北方地方(nor-元最も不可欠な財貨の一つであるということをほとんど全くイングランドの立法機関は、燃料というものが生存にとっ

人に遅れをとらざるをえない。

木材は、

石炭税制改革論(上)(若林

る、というべきである。それは、けだしグラスゴー、マンチその価格の騰貴は彼らにパンの価格騰貴とまさしく同じ程度その価格の騰貴は彼らにパンの価格騰貴とまさしく同じ程度で、大べての諸手段のうちで最も重要なものの一つである、というだけではない。 それはまた、製造業のの一つであるというだけではない。 それはまた、製造業ののどの家族の支出のなかでも重要項目を構成するのであり、のどの家族の支出のなかでも重要項目を構成するのであり、のどの家族の支出のなかでも重要項目を構成するのであり、のどの家族の支出のなかでも重要項目を構成するのであり、

るというためではなく、前者が豊富に燃料を供給され、後者――の住民よりもヨリ勤勉である、あるいは創意に富んでいウィンチェスター、エグゼター等――かなり停滞的であった口において巨大な進歩を示した――の住民が、カンタベリー、

ェスター、リーズ、バーミンガム等――製造業、富および人

豊富な燃料供給を安価に得られない人々は、進歩の過程で隣ものとなった。さらに、技術 (the arts) の現状のもとでは、火力は、動力として、水力または風力よりもきわめて重要な

はそうでないということのためである。蒸気機関の発明以来、

フランスおよびほとんどの大陸諸国家では重要な

一一五(八九七)

全国に均等に賦存してはいないのである。大炭田は主に北部ので、ほとんど重要ではない。だがこの非常に貴重な鉱物はので、ほとんど重要ではない。だがこの非常に貴重な鉱物はので、ほとんど重要ではない。だがこの非常に貴重な鉱物はの程度使用するには、全く乏しすぎるし、かつ高価である。然料である。しかし、わが国では、それを燃料としてかなり燃料である。しかし、わが国では、それを燃料としてかなり燃料である。しかし、わが国では、それを燃料としてかなり

高いならこらが、ない。内陸航行によって運送されなければならない――では、著し内陸航行によって運送されなければならない――では、著しので、その価格は、ロンドンや〔イングランド〕南部の内陸諸州にある。さらに、石炭はかなりの荷嵩品でかつ重量品ない。

を考慮に入れゝば、事実に通暁していない人が、石炭はあら生活必需品としての、ならびに技術における石炭の重要性く高くなるにちがいない。

きたやり方ではない。一般的にいえば、わが国の商業・財政念ながら、このことは、イングランドの石炭業界が扱われてとはすべての人が先験的に推論したがることである。だが残便宜が与えられていると結論したのは当然であろう。このこ

を守るために一言するのを恥じるものである。たとえ公共的

遍的に承認されるであろう。

人はほとんど、全く平易な原理

の階級と地方に等しく課せられるべきであるということが普

らはるか遠方の地方に石炭を運送するためにあらゆる可能なゆる種類の租税ないし賦課を免除されており、さらに炭鉱か

制度は、ヨーロッパのいかなる国よりも開放されかつ自由な原理に基いているが、しかしとくに石炭業の場合には、この産業部門は最も不公正で、かつ抑圧的な諸規制を受けている。をしてそれらを甘受してきた忍耐強さというものは、われわれを最も有害な悪弊と和解させるための習慣の力をはっきりと示している。

公表した論説から借用されている。 *この段落、および以後の一、二の段落はこの主題について、エー*この段落、および以後の一、二の段落はこの主題について、エー

課を免除すれば危機が起るというのであれば、それはすべて、との一つの手段として重要な財貨に対して課税することを勧んでして許すことができるものはなかった、ということを勧んでして許すことができるものはなかった、ということを勧んでして許すことができるものはなかった、ということを勧んでして許すことができるものはなかった、ということを制の政府が必要という圧力以外には、イングランドのような国の政府な必要という圧力以外には、イングランドのような国の政府が出ている人はだれでも、最も不可抗的政治学のイロハを知っている人はだれでも、最も不可抗的

が 急務がかくかくしかじかのものであり、それはパンに課税す る以外の方法でははたすことができないとしても、 ハンバーの南の諸州に限定され(もちろん、それはひどく重 この課税

を施し、彼らすべてに同一で均等な負担を受けさせねばなら 行為は、政府の支配の下にいるすべての人たちに同一の保護 議会の考えとは一体いかなるものなのであろうか? かゝる その作用から免がれるということが立法化されるとしたら、 い課税になるにちがいない)、しかも帝国の残りのすべての州は る諸原理は石炭税の場合には踏みにじられてきた。石炭税は ろうか? ないという政府の第一の責務の一つの明白な違反ではないだ しかし、これらの明白で、かつあまねく認められ

たかもしれない。 たぶん、その不平等に賛成して何がしか言うべきことがあっ 安価である地方の住民にのみ負担させられたのだとすれば、 れがもっぱら石炭が生産され、 が、たゞその特定の部分にのみ影響を及ぼしてきた。もしそ きた。さらに、それは帝国全体には影響を及ぼしてはいない 言訳に主張する必要という口実すらありもせずに課せられて 石炭税は水上輸送炭のみに、 だが、 前述の事柄はこうした問題ではな したがって元来、それが最も あるいは海路で遠距離を運

工

送される石炭に課せられ、炭鉱の近隣で消費される、あるい であり、炭田はたまたまノーサンバーランド、ダーラム、 部から石炭を海路で搬入せざるをえない。そしてこれが事実 なイングランドのすべての南部諸州は炭鉱を欠いており、北 ーリィ、サセックス、ハンプシャー、デボンシャー等のよう ク、サフォーク、エセックス、ミドルセックス、ケント、サ は陸路で運送しうる石炭には及ばないのである。 ンカシャーやウェールズにあるが故に、政府が介在して、 ノーフォー ラ 首

ルドロン当り丁度六シリング――炭鉱主が売却する石炭価格 都ならびに南部諸州に送られる、元来高価格の石炭をチ" く不公平で過酷ななんらかの租税があるかどうかを私は知ら 騰貴させているのだ! トルコか、スペインにこれほどひど の優に五〇%にあたる――の海送炭税を課することによって イングランド南部における小屋住の最貧住民を過酷に圧迫す ーサンバーランドとダーラムの最も壮大な城に住む貴族が、 が望むだけの量の石炭を消費することができるのである。 ないと断言しても過言ではないと思う。北部の貴族階級とジ ないが、他のどのヨーロッパ諸国にもこれに匹敵するものは ントリーは、たったの六ペンスの税金も払わないで、彼ら

石炭税制改革論(上) (若林

りももっと悪質なことなのである。 彼らの負担の公平について語ることはばかばかしいというよてどんなことがいわれようと、この租税が存在するかぎり、る租税を免がれている。イングランドの諸権利の平等に関し

以後、このことが銘記されるべきであろう。北道河でロンドンに送られる石炭には低率の税を負わされている。

南部の農民階級の条件と比較した北部諸州の同じ階級の優

ということは否定されていない。これまで誤った思想は農民階級が主として打穀機の破壊に加わった当事者であった側していることが判明するであろうと思う。しかしながら、脚していることが判明するであろうと思う。しかしながら、脚していることが判明するであろうと思う。しかしながら、地で全く肝をつぶさせた極悪な無法行為の扇動者は労働階級が主として打穀機の破壊に加わった当事者であったということは否定されていない。これまで誤った思想は農民ということは否定されていない。これまで誤った思想は農民ということは否定されていない。これまで誤った思想は農民ということは否定されていない。これまで誤った思想は農民ということは否定されていない。これまで誤った思想は農民ということは否定されていない。これまで誤った思想は農民ということは否定されていない。これまで誤った思想は農民ということは不可能を表していることは不可能を表していることに表している。

の窮乏を救済する何らかのことがなされなければ、最も悲惨あろうとも、貧民の状態に精通している人はだれでも、彼らしかし、たとえその他の問題についていかなる意見の違いがいうことが、実際、一般的に信じられているように思われる。僭級の間に根づかなかったし、彼らの行き過ぎは主として赤階級の間に根づかなかったし、彼らの行き過ぎは主として赤

人びとに等しく影響を及ぼし、

かつ彼らの状態を押し下げ

とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが違の多くは、南部にかなり長い間普及している賃金と教養税目的と範囲に、同じく矛盾するであろう。たぶん、両者の相目的と範囲に、同じく矛盾するであろう。たぶん、両者の相目的と範囲に、同じく矛盾するであろう。たぶん、両者の相目的と範囲に、同じく矛盾するであろう。だがん、両者の相ばの多くは、南部にかなり長い間普及していると思われな結果が続いて起ると予想しうる、と確信していると思われな結果が続いて起ると予想しうる、と確信していると思われな結果が続いて起ると予想しうる、と確信していると思われな結果が続いて起ると予想しうる、と確信していると思われない。

(2)とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する有害な慣行に尋ね当たるであろう。だが、とを同時に混合する方は、これでは、これでは、これでは、これである。

的結果によって、石炭税が有害であるというだけではない。

ることにならないのであろうか? しかしながら、その直接

かしこうしたことは万物の自然的摂理 (the natural order of 区分しているイングランドの地図を手に取るだけでよい。し で、製造業と雇用の中心地を知ろうとする人は、炭鉱地帯を れば、彼らの自由になる雇用手段を奪うのである。今、一目 間接的にも、それを受けねばならない人びとから、さもなけ

たやすくしかも上首尾に経営されるであろう。 遠く離れた諸州で経営されている多くの産業部門も、 るであろう。しかも、現在、困難でありながらも、炭鉱から はそれだけ削減され、現在、炭鉱の近隣以外では経営しえな い多くの産業部門がかなり離れていても経営できるようにな かなり

る税と諸規制が廃止されたならば、海路による石炭の運送費 things)ではない。もしそれから成長して大きくなりすぎてい

で使用されたすべての糸はそこで紡がれていた。しかし、糸 な事実を証言した。糸が手で紡がれていた間は、 これまで述べてきたことをはっきりと例証している。 ッジの製造業者、ウィリアム・スターク氏は上院で次のよう こゝに、上院委員会の第二報告での陳述があるが、それは ノーリッジ ノーリ

石炭税制改革論(上)

(若林

彼らの三分の一は、石炭税がなかったなら、そうした状態に のである! スターク氏がこの証言をした時、ノーリッジに たが故に、ノーリッジはこの産業部門を全く失ってしまった る石炭の高価格が人びとに機械を据え付けられないようにし が機械で紡がれるようになってしまって以来、課税に帰因す は四○○○人~五○○○人の失業者がいた。そして、たぶん、

ている。訊問された最も聡明な証人の多くは意見を同じくし 可能である。しかし、これは石炭への課税によって妨げられ 業が存続されうるとすれば、それは機械の充用によってのみ 最近の委員会のきわめて有益で立派な報告のなかで、われわ はならなかったであろうと言っても過言ではない。 て、石炭税は製造業の成長を妨げようとするものであると表 れは次のような段落を見い出す。「もしアイルランドの製造 最近刊行された、アイルランド貧民の状態に関する下院の

復路交易がかなりの程度提供されるでしょう。 れなければ、アイルランドへの石炭搬入の増大によってこの ールからダブリンに戻ってきます。そしてもし石炭が課税さ 次のように 陳述している。『商船隊は頻繁に空荷で リヴァプ 明した。蒸気船の普及に大いに貢献しているウィリアム氏は、 トン当り一シ

一九 (九〇二)

リングの引き下げでさえ石炭をアイルランド内部へ送り込む

のはたゞ税金のことばかりではなく、 さの所為にしたがるのであります。』 苦情を 訴えられている るアイルランドの製造業者は自分の失敗を立法機関の不公正 できるでしょう。』同証人は続けて言っている。『これらの税 氏は、次のような所見を述べている。『もしこの交易が諸制 コットランドの競争相手の競争にもちこたえられないと感じ な条件によって、多くの場合、とくに石炭税を支払わないス ってまた困窮を増大させることであります。この特別に不利 金の直接的な実際的効果はこの国の産業を疲弊させ、したが の場合、復路の石炭船荷を運んで戻ることに従事することが 限を解除されれば、イギリス海峡を横断する小舟艇は、多く れるわけです。』アイルランド銀行の取締役で、 商業会議所 者が雇われているところでは、一四〇〇~一五〇〇人が雇わ の秘書長(secretary to the Chamber of Commerce)であるロー の労働需要を二倍にするでしょう。ですから七○○人の労働 て、次のように証言している。『石炭税の廃止はある一商会 ようにするように 局面を一変させるでありましょう。』 もう 一人の証人は、ダブリンの主要な製造業者の一人を典拠にし 『税関で必要な諸規制

> 当然、窮境を一層悪化させ、またそれとほとんど劣らない程、 石炭価格の騰貴をもたらす。石炭の自由交易はたんなる税額 石炭価格の騰貴をもたらす。石炭の自由交易はたんなる税額 以上に価格引き下げを伴うであろう。もし現在トン当り二○ 以上に価格引き下げを伴うであろう。もし現在トン当り二○ は、製造業者はそれを一四シリングないし一五シリングで買 ば、製造業者はそれを一四シリングないし一五シリングで買 い入れるであろう、とロー氏は考える。価格下落がそれほど をでさえ、アイルランド中のあらゆる種類の醸造業者やその 他の製造業者はそれを痛切に感じざるをえないであろう。そ れは、内陸の蒸気力航行、およびこの国の商業的諸関係に特 れは、内陸の蒸気力航行、およびこの国の商業的諸関係に特 の便益をもたらさざるをえないであろう。」委員会 はこれ らの根拠にもとづいて石炭税の廃止を勧告している。「出来 らの根拠にもとづいて石炭税の廃止を勧告している。「出来

六シリングで、そのうえ泥炭もほとんどないイングランド南ドにおける石炭税の影響がこの通りであるとすれば、それがスしか達していない、しかも泥炭がかなり豊富なアイルランさて、もし石炭税がチョールドロン当り二シリング五ペン

施されるべきである。」

ンスター(Leinster)ないしウルスター(Ulster)にと同様に、ケらゆる陳述および委員会自身が作成したあらゆる所見は、レ員会(the Irish Poor Committee)が審問した証人が行なったあか? 石炭税の不公正な影響に関して、アイルランド教貧委か?

ントないしミドルセックスに適用したとしても、全く正しい。

部におけるそれはどんなものであるにちがいないのであろう

分がすでに衰退してしまっていることを知らさせる必要はほおがすでに衰退してしまっていることがいておれるべき他のいかなる措置よりも、産業を奨励し、したがってまた労働需要を増加させるために、多くのことをなたがってまた労働需要を増加させるために、多くのことをなたがってまた労働需要を増加させるために、多くのことをなために、その近隣に確立されていたいくつかの製造業の大部をめに、その近隣に確立されていないとつかの製造業の大部をめに、その近隣に確立されていることを知らさせる必要はほかがすでに衰退してしまっていることを知らさせる必要はほかがすでに衰退してしまっていることを知らさせる必要はほかがすでに衰退してしまっていることを知らさせる必要はほかがすでに衰退してしまっていることを知らさせる必要はほかがすでに衰退してしまっていることを知らさせる必要はほかがすでに衰退しているとと知らさせる必要はほけます。

また彼らを寒さでこゞえさせる。わたしたちは、燃料の不足太陽のように明らかである。それは、彼らから雇用を奪い、人たがって、貧民に対する石炭税の有害な作用は、真昼の

石炭税制改革論(上)

(若林)

とんどない。

と高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みと高価格が引き起こしたひどい困難およびその結果、植込みとのが、合理的人間であれば、それがきわめて重要であるこないが、合理的人間であれば、それがきわめて重要であるこないが、合理的人間であれば、それがきわめて重要であることを疑うことはできないのである。しかも不平等と圧制を継

は、それは無税で消費されるのに対して、石炭が自然的に高いに延励金(a bounty)がともかく正当化されらるとすれば、かりに奨励金(a bounty)がともかく正当化されらるとすれば、かりに奨励金(a bounty)がともかく正当化されらるとすれば、かりに奨励金(a bounty)がともかく正当化されるるとすれば、かりに奨励金(a bounty)がともかく正当化されるのに対して、石炭が自然的に高いない。

続せずには、この救済をとりやめることはできない。

を確定することを他の人たちに委せよう。Wations, iii, p. 451)というのがわが国の政策である、と彼は付いれたでいる。このような税の悲惨な影響、あるいはそのひけ加えている。このような税の悲惨な影響、あるいはそのひけかえている。このような税の悲惨な影響、あるいはそのひけがないである。と彼は付いなどによっている。

だが不公正はこのこと以上にさえ進みうるのである。海送

帝国のある地方では廃止されている租税――けだしそれが公

来の繁栄を破壊するものであることが証明されている――が、 その他の地方では維持されている――そこではそれは全く有 その他の地方では維持されている――そこではそれは全く有 害なものでしかない――ということ、である。ロージェンズ ケントやハンプシャーの労働者ほど燃料税を払えないのであ ろうか? ノーリッジの製造業者は、同じく、パース(Parth) の製造業者よりも石炭税で破産しにくいのであろうか? こ れらの設問には否定的に答えられねばならないということは 北でも知っている。けれどもヘンリーX世を欠いたこと、あ るいは他の何らかの原因から、南部諸州は北部が四〇年間免 がれていた悩みの種を受け続けている。

り西へ運ばないことを条件として、石炭を無税で積み出す権り西へ運ばないことを条件として、石炭を無税で使用しらる限定しかしながら、南部にさえ海送炭を無税で使用しらる限定したしても――によって、海峡の入口にあるホルムズ諸島よすにしても――によって、海峡の入口にあるホルムズ諸島よう四へ運ばないことを条件として、石炭を無税で使用しらる限定したので、東峡の入口にあるホルムズ諸島より西へ運ばないことを条件として、石炭を無税で使用しらる限定しかしながら、南部にさえ海送炭を無税で使用しらる限定というによりでは、

石炭を供給するカーディフが前者からほんのわずかしか離れ をたゞ一瞥しさえすれば、ほゞニューポートと同様に豊富に 指定された範囲内に、ブリストル、ブリッジウォーター、 ておらず、しかもまたあらゆる点で大規模な石炭業を営むた ングランドのどんな地図にでも書かれているブリストル海峡 の効果はきわめて印象的であった。もし、わが読者諸君がイ よびその他の若干の人口稠密な地方が入っている。この特権 限を獲得した。そして、かくしてこの恵まれたカンパニーに

最もすぐれた租税であり、またドン・ミグエル (Don Miguel)(?)

すことのできる人たちは、アルカヴァーラ (the alcabala) あろうか? かゝる例外をうまく説明しかつ十分に根拠を示

がヨーロッパ諸公子のなかで最も慈悲深く、また啓蒙的であ

お

V.;

権を享受するほどこの会社は真に称賛に値する何があるので

が、

カーディフやスワンジィーの炭鉱主には与えられていな 石炭を無税でブリストルやブリッジウォーターに送る特

他方で、カーディフからの石炭積み出し量はたった約六万ト めに位置してもいることがわかるであろう。しかしながら、 と依怙贔屓はさらに続きうるのであろうか? スコットラン ニューポート炭が排他的に沿岸〔石炭〕税の免除を享受した ンにすぎないのである。(上院第二報告・一六五ページ) 不公正 ニューポート炭積み出し量は年間約五五万トンに達し、 such schemes)がどのようなことを言おうとも、どんな国務 大臣または立法者でもかゝる主義を公言するほど大胆であろ た。だが、このような計画の投機業者 (the adventurers in ある!がゆえに、不適当であると言われているのを伝え聞い 行中の運河と鉄道を建設する事業計画に刺激を与えるもので ることを証明するのにほとんど困難はないであろう。 当分の間、 海送炭税を除去することは、その存在が現在進

結果、

ord) やロチェスターの市民と比較されるほど同じ不運な境遇 ルおよびブリッジウォーターの市民はデットフォード(Deptf-さらに、モンマウスシャー運河会社 問題の計画の発起人たちと同様に、恩顧と保護を、全く正当 て不振をかこっている海運業者にも、ごく控え目に言っても、 権が証明されうるとすれば、現在全く不当にも石炭税によっ ある利益を全く優先させることをひどく憎む。だがもし優先

うとは決して思われない。われわれは、他のある利益よりも

能力がないというが事実ではないとは言うものの、プリスト ドの農民層はケントやサーリィの農民層ほどには租税の支払

石炭税制改革論(上)(若林)

にあるのであろうか?

に要求する権利がある。鉄道が、石炭税のごとき産業にとってひどく有害な租税を維持しなければ敷設されえないとすれば、そんなものは決して存在しえないことをわれわれは願う。このと仮定することで、思い違いをしないようにさせよう。このと仮定することで、思い違いをしないようにさせよう。これほどひどい不公正が永続しうるというのは、必然的なことではない。

政府に支払う、海路で運ばれる石炭チョールドロン当り六の味に移る前に、石炭の主な費用と価格について多少説明種多様な賦課金を掛けられている。しかし、これらの諸項目れる海送炭は、なお一層弁護の余地のない、可能なかぎり多いの味に移る前に、石炭の主な費用と価格について多少説明しておこう。

時までに 課せられるさまざまな租税や 賦課に 帰せられるべた。しかしわれわれは、その事情についてかなり注意深い吟た。しかしわれわれは、その事情についてかなり注意深い吟味をしたのち、かゝる独占はかつて存在しなかったこと、し味をしたのち、かゝる独占はかつて存在しなかったこと、し味をしたのち、かゝる独占はかつて存在しなかったこと、し味をしたの方に、おいておいて多くのことが、たびたび言われてき炭鉱主の独占について多くのことが、たびたび言われてき炭鉱主の独占においてある。

が売れると考え、また彼が売りたいと思う値段を指定しつゝ、の炭鉱主たちは、時折会合し、其々の炭鉱主が、自分の石炭という破滅的な結果を経験したタインおよびウェア両河地域とすればそれ以外の多くの炭鉱が操業するであろう。あり余とすればそれ以外の多くの炭鉱が操業するであろう。あり余

る能力は現在の需要をはるかに上回っている。多くの新炭鉱

が、最近、開発されたし、そのうえ価格が人為的に騰貴した

彼らは、共同して、ありらべき需要(the probable demand)に

この協定によって、 石炭量を規制することにとりくんだというのは事実である。 争者たちが競争場裡に参入し、かつ彼らよりも安値で売るで らにスワンジィーやその他のいくつかの地方からの新たな競 石炭が現在もたらされている――からの入荷量が増加し、さ 上げられたならば、新しい炭鉱がダーラムおよびノーサンバ Northern) 炭鉱主たちが要求する価格がこの水準以上に引き き下げる必要性をも示唆するのである。けだし、北部の(the れはまた石炭価格を通常利潤率をもたらす最低水準にまで引 はかゝる協定を鼓舞し、また正当化するのである。しかしそ かなり安定的に維持された。ありふれた思慮分別というもの したがって、其々の炭鉱主がある特定の期間中の生産すべき 進すべきである。だが、政府は、同時に、すべての競争者に あろうからである。 ーランドで開発され、ティーズ河地域――ここからすぐれた を取り除かないということをすべきでない。石炭が、あるい 業者には援助を与え、あるいは負担を取り除いたりする一方 対して平等で正当な取扱いをすべきである。ある一群の投機 その他の群の投機業者には援助を与えず、あるいは負担 石炭の供給と価格は、その存続期間中は、 政府はこの公正な競争を鼓舞し、また促

ははなはだしい損害をもたらすのである。

の階級のために独占を設立し、それ以外の階級および公衆にはどんな種類の生産物でも、どのようにして市場に運ばれるにあいない。かゝる制度は、必然的に、この国の資本と産にちがいない。かゝる制度は、必然的に、この国の資本と産にちがいない。かゝる制度は、必然的に、この国の資本と産にちがいない。かゝる制度は、必然的に、この国の資本と産にちがいない。かゝる制度は、必然的に、この国の資本と産にちがいない。かゝる制度は、必然的に、この国の資本と産業を不自然な径路へとそらすものである。しかもこれは一定業を不自然な径路へとそらすものである。しかもこれは一定

一般的に言えば、炭鉱業というのは有利な事業であるどころか、その逆であることが明らかである。時々、大資産がこの事業に従事する個人や会社によってつくられたことがあったのは疑いないが、こうしたことは稀なことである。鉱山開発というのはひどく経費がかゝり、しかも運まかせの事業であり、そのうえその結果は全く不確かなものなのである。炭がは、注意によっては防ぐことのできない無数の事故にさらがは、注意によっては防ぐことのできない無数の事故にさらない、注意によっては防ぐことのできない無数の事故にさらない。

主たちは、一般的には、彼らの充用資本に対してどれほどの

変大きいので、炭鉱経営に保険をつけることが可能であったの採用によってかなり減ったことは確かであり、そのうえこの採用によってかなり減ったことは確かであり、そのうえこの採用によってかなり減ったことは確かであり、そのうえこの採用によってかなり減ったことは確かであり、そのうえこの採用によってが数を通じての旧切羽からの浸水によって、きた防ぎえない亀裂を通じての旧切羽からの浸水によって、きた防ぎえない亀裂を通じての旧切羽からの浸水によって、きた防ぎえない亀裂を通じての旧切羽からの浸水によって、きた防ぎえない亀裂を通じて保険をつけることが可能であった変大きいので、炭鉱経営に保険をつけることが可能であった変大きいので、炭鉱経営に保険をつけることが可能であった

の利潤を得てきた。けれども、一つの業界として、両河川であ多くの炭坑はたぶんくじ引きの賞金のように自らのリスクる多くの炭坑はたぶんくじ引きの賞金のように自らのリスクにしたがって合理的で公正であると看做されてよい利潤以上にの添真の大いる、ウォールズエンドのバドル氏は上院の委員に精通している、ウォールズエンドのバドル氏は上院の委員に精通している、ウォールズエンドのバドル氏は上院の委員に精通と得てきた。けれども、一つの業界として、両河川での利潤を得てきた。けれども、一つの業界として、両河川での利潤を得てきた。けれども、一つの業界として、両河川で

行地代を支払わなければならない。

ことはない。

妥当しない(と彼は言うはずである)。」(第一報告、五六ページ)充用された全体の資本をとってみれば、必ずしもそのことは

〔彼は〕再び質問されている。「タインおよびウェアの炭鉱

て得ていない、と思います。」(五七ページ)。 知っている限りでは、資本償却のための何らの特別利子を差知っている限りでは、資本償却のための何らの特別利子を差知っている限りでは、資本償却のための何らの特別利子を差別益を得ているのか?」彼は〔次のように〕答えた。「私の利益を得ているのか?」彼は〔次のように〕答えた。「私の

を開設する権利のために、一年当り五〇〇ポンドに達する通沿岸との間に介在する地主らを通じて、交通の便または軌道で七ないし八マイル運搬されなければならない。このようなに、石炭は、地表に運ばれてから、たびたび、船積み場所まと、石炭は、地表に運ばれてから、たびたび、船積み場所まとが事故のリスクのほかと開設する権利のために、一年当り五〇〇ポンドに達する通

に渡るまでにこうむる変形の原因を見つけることは困難ではで使われる石炭の小さいことが首都を訪れる北部出身のあらず、ゆる人たちによって一様に指摘される。それにもかゝわらず、命妙なことと 思われるかも 知れないけれども、 塊炭 (large coals) 以外の石炭はタインおよびウェアからロンドン向けにのals) 以外の石炭はタインおよびウェアからロンドン向けにい渡るまでにこうむる変形の原因を見つけることは困難では

とに例証するのである。石炭は、名目的には、炭鉱主が荷主 三ハンドレッドウェイトを含むものと想定され、しかも税関 に重量で、またはチョールドロン炭車——完全な場合には五 ない。そしてそのことは、業界がおかれている諸規制をみご によって、実行に移されるのである。しかしながら、石炭は いは篩を通過する――より小さな塊片を選り分ける―

1 ・カスル生まれで、石炭業に十分に精通した著名な数学者 だから、実際は、石炭は容量で売却されるのである。

車の重量は積み込まれる塊片の大きさにかなり依存するので 職員によって証印が押される――で売却される。しかし、炭

と量られることになる。また、もし非常に小さな塊片になれ 炭が中位の大きさの塊片に砕かれるとすれば、七・五ボール 確に一立方ヤード (ほぼ五ボール(bolls)に等しい) の量がある石(2) ヒュットン博士はそのことを次のように説明している。 正

主に塊炭 (large coal) だけを供給することを要求している。 である。」 荷主はこのことに十分気づいており、しかも炭鉱 に対する重量の比率は石炭の大きさ次第であることを示して ば九ボールと量られることになる、そしてそのことは、容量 だから重量によって勘定することが最も合理的な方法 ロンドン市場向けのすべての石炭が、スクリー

> 石炭が炭鉱主によって引き渡されるや否や、消費者に届く前 それに続くあらゆる段階で容量によって売却されるがゆえに、 に売り継がれる炭鉱主以外のあらゆる人々の利益はそれをよ

「船主、および消費者から炭鉱主たちに及ぶ完全につながって をやかましく要求します。その目的は何でありましょう? り小さな部分に砕くことである。バドル氏は次のように言う。 いる石炭取引商人に至るまでの人は誰でも塊炭 (round coals)

炭が炭鉱から消費者の地下石炭置場へと行きつくまでの誰 手元でも、それが持ち手を変えられる時はいつでも、容量が

われわれは炭車に重量で積み込むのですが、容量で売ってい

ることがひどく悪評を招いています。そのうえ、それらの石

くほど、しばしば行なわれてきました! ロンドンの多くの 小売商人の利潤は主として石炭の破砕による容量増加から生 のを防ぐために人を甲板に配置することが必要であると気づ す。このことは、 あらゆる人が石炭のどんな破砕によっても利益を受けるので ふやされるのです。 私が乗組員が大工用掛矢で石炭を破砕する 従って、炭鉱主から消費者に至るまでの、

ンにかけられるー

技術的にそのように呼ばれる――、

ある

(3) ずる、と私は考えます。」(上院第一報告、五九ページ) 元石炭検 ずる、と私は考えます。」(上院第一報告、五九ページ) 元石炭検 ずる、と私は考えます。」(上院第一報告、五九ページ) 元石炭検 ずる、と私は考えます。」(上院第一報告、五九ページ) 元石炭検 ずる、と私は考えます。」(上院第一報告、五九ページ) 元石炭検 ずる、と私は考えます。」(上院第一報告、五九ページ) 元石炭検 で、かつ大炭鉱主の一人であるブランドリング氏は、破砕の 結果、石炭は、ロンドンでは、甲板に置かれてスクリーンに かけられず、しかも追加的な破砕を蒙らないものに比べて粗 悪な大きさのものにされる、と陳述している。(下院報告、二 (15)

れない。彼らは、リキュールが樽の注ぎ口で漏れているのに、た驚くべきことである。多くの議会法が石炭計量上の詐欺行く驚くべきことである。多くの議会法が石炭計量上の詐欺行大きい石炭を容量不足で売るかのように、全く効果的に、詐及するであろう。しかし、下院議員諸公は再三、疑おうとし取するであろう。しかし、下院議員諸公は再三、疑おうとしない市民から詐取するこの安易な方法に、注意を促されたけない市民から詐取するこの安易な方法に、注意を促されたけれない。彼らは、リキュールが樽の注ぎ口で漏れているのに、全にない。彼らは、リキュールが樽の注ぎ口で漏れているのに、

に従事しつゞけたのである。 アイルランド風の明敏さで、コック (the spigot) を閉ぐこと

主は、これほど厖大な量の〔石炭の〕損失のために自ら補償 ベージ)石炭のボタはこれほど豗大である。 そのうえ、炭鉱(16) 大金を払って弁償することになります。」(上院第一報告、七二 ため私たちは農作物に与えた損害および土壌の損傷に対して す。つまり、それは周囲の大量の農作物を台無しにし、その 知っています。もしそれが消費されなければ、地表全体を蔽 る石炭はしばしば全くおびたゞしい量にのぼり、かなりの場 れる石炭に高価格を付けることを余儀なくされる。 に言う。「私は、ある炭鉱で、毎日、九○から一○○チョ 合、全体の二〇%から二五%に達する。バドル氏は次のよう する諸規制から生じる弊害全体を説明するのには十分では し、また焼却で他人に与える損害を弁償するために、 ってしまいます。しかし、それを燃やせば、きわめて有害で ルドロンにのぼる多く〔の石炭〕が台無しにされているのを い。スクリーン法(the process of screening)によって選別され だが、すでに述べてきたことは容量による石炭販売を強制

下院の委員会は次のように述べている。「北部の炭坑地方

であることがわかったとしても、いかなる技術(art)でも再であることがわかったとしても、いかなる技術(art)でも再にすることができないほどの、貴重な商品の厖大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の厖大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の厖大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の厖大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の厖大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の厖大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の厖大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の豚大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の豚大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の豚大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の豚大な残余を遺生することができないほどの、貴重な商品の豚大な残余を遺生することができないません。

ることを可能にするであろう。それは、荷主や小売商人からる必要を取り除くことによって、彼らに石炭をかなり安く売い改善となるであろう。それは、炭鉱主がスクリーンにかけの諸委員会によって勧告されたように、だから、重要で著しの諸委員会によって勧告されたように、だから、重要で著し

石炭税制改革論(上)

(若林)

とげうる最良の保証をもたらすであろう。れは公衆が今さらされている詐欺行為に対抗して彼らになしれば公衆が今さらされている詐欺行為に対抗して彼らになる人

では

〔埋蔵〕石炭量に関してさまざまな意見がある。しかし、

業を失なうことになるであろう。これが、いかなる個人でも 常に濡れているかどうかを見分けるであろう。自分の顧客た 重量による石炭の販売は実際には詐欺行為を終らせずに、た くの諸商品の販売における詐欺行為を防ぐために実に効果的 できる限り適用しなければならず、しかも砂糖やその他の多 ちをこの方法で騙そうとするいかなる商人も、すぐにその職 石炭が重量で売られるとすれば、誰でも、すぐに、それが異 であるかぎり、詐欺行為に対する保証にはならない。しかし、 の正確さというのは、石炭の大きさを規制することが不可能 めったにいない。またそのほかに、既に説明したように、容量 る。自分たちの所に運ばれた石炭を計り直そうと考える人は われてきた。だが、この主張の根拠が薄弱なことは明白であ めに行なわれている――によって行なわせるであろう、とい 行為を石炭を濡らすこと――現在、石炭を容量不足で売るた んにそれを新しい径路に変えるだけであろうし、そして詐欺 しかしながら、現存制度で利益を得ている人々によって、

であると思われる自然的抑制(a natural check) というもので

なかった。次に、塊炭 (large coals) を濡らした場合、三時間 ンドレットウェイトにつきたった六分ポンドに達したにすぎ 理すると、三時間後の濡らしたことによる重量の増加は二ハ ージ) 適当な大きさの石炭(good sized coals)を同じ方法で処(エヒ)、、、、、、 彼はそれを誰にも渡すことが出来なかった。(下院報告、九〇、 お一層減ったにもかゝわらず、石炭はひどく濡れているので、 は次のように述べている。六時間後には、増加した重さはな まゝにしておくと、一四ポンドに減ってしまった。ホーン氏 その増加した重さは二〇%ポンドに減り、さらに三時間その 濡れた〔石炭〕袋に二ハンドレッドウェイトまたは二二四ポ 投げかける実験をした聡明な石炭商人の一人である。彼は、 あり、しかも塊炭 (large coal) の場合には全く取るに足りな ある。だが、実際、石炭の重さが濡らされることによって増 いることがわかった。石炭を袋に入れたまゝ一時間たつと、 して、すぐに重さを計ってみると、重さが二八ポンドふえて ンドの粒炭(small coal)を入れて、それからそれを十分に濡ら いほどである。ホーン氏は、この問題の解明に多くの光明を 加しうる程度というのは、どんな場合でも、ほんのわずかで

ドにすぎなかった。だから、石炭が重量で売られたとしても 5 それが必要とされるのならば、スコットランドおよびイング 濡らすことによる詐欺行為のために懸念されることは何もな 後の二ハンドレッドウェイト当りの増加分はわずかに四ポン べるよう期待するものである。 ーを終らせるために介入する必要があるかどうかを十分に調 価格を吊り上げ、また厖大な量の石炭の破壊をもたらしなが またわれわれは、立法機関が容量による販売慣行——一方で る販売方法に対するこの異論ほど無益なことは何もないし、 今まで言われたことを聞いたことがない。だから、重量によ われわれはこの慣行が石炭がひどく濡らされる原因となると ンドでは石炭はどこでも均一に重量で売られており、 ランドの多くの 地方の 経験でわかるであろう。 スコットラ ある。このような主張は、補強証拠を必要としない。 えるあらゆる個人に対して犯すことはできる筈のない犯罪で いに行い得る類のものではない。ましていやしくも両目の見 いことは明らかである。そのような犯罪は盲人相手にすら大 あらゆる種類の詐欺行為の遂行に対して扉を開く慣行ー しかも しかし

詐欺行為を取り除くほかに、重量による石炭の販売はその

様に、其々三ブッシェルを入れる石炭袋(sacks)に入れられ、(19) 方策が採用されゝば、側面を囲まれた荷馬車を使用し、その な労力を必要とし、かつ費用のかゝるものであり、しかも十 に入れられる。ところで、この石炭の袋詰め作業はたいへん さらにそれから再び平均して、三一の石炭袋を入れる荷馬車 ある。現在、ロンドンで引き渡されることになる石炭は、一 を主な埠頭近くに組み立て、さらに〔ロンドン〕市内にくま 変更を実現するために、適当な官吏の監督のもとで、計量機 地下石炭置場への引き渡しは容易になる。これほど望ましい をする労働の無駄が完全に避けられるばかりでなく、投げ込 差し引くことによって確定される。このようにして、袋詰め の重量は、 中に石炭を艀から直接バラ荷で引き渡すことが出来る。石炭 中八九は、完全に不要な過程である。重量による販売という に(その結果)荷馬車の中の石炭の重量を正確に示す官吏によ 馬車の重量、 なく配置すること以外に何も必要ではないであろう。空の荷 み(shootimg)(と称せられている)または荷馬車から消費者の 石炭を満載した時の重量から空の荷馬車の重量を 荷積み後に埠頭を出発する際のその重量、さら

る証票(ticket)がなければ、荷馬車がいずれの埠頭を離れるる証票(ticket)がなければ、荷馬車を設け、上頭と消費者の家との間ことも許可すべきでない。さらに、埠頭と消費者の家との間で犯されるかもしれないあらゆる詐欺行為を防ぐために、消費者が彼が適当であると考える場合、最も近くにある計量機で再計量するために、荷馬車を赴かせる権限を与えられるべきであり、そしてその重量が不足しているとわかった場合には、その石炭は没収されるべきである。これが、エディンバラ、グラスゴー等で採用された石炭引き渡し方策である。それが、詐欺行為を防止するために本当に効果的であることはれが、詐欺行為を防止するために本当に効果的であることはれが、詐欺行為を防止するために本当に対象した。

受け渡しの際の多くの労働を節約する手段となりうるもので

*石炭を荷馬車が近づけない寺院の若干の場所やまたその他の場がに運ぶといういくつかの場合には、袋詰め作業は必要である。 **下院委員会は波止場で計量された石炭が有蓋荷馬車で消費者に 送られょばよいと考えているように思われる。だが、これらの荷馬 すが途中で無蓋ではないと誰が調べることが出来るであろうか? 石炭を再計量し、しかももし重量不足があればそれを没収する権限 以外に詐欺行為を防止するのに十分なものはないであろう。しかも これが、荷馬車が無蓋であるか有蓋であるかに関わりなく、詐欺行 為を等しく防止するであろう。

訳者:

- (1) この3つの報告とは以下で再三引用されているように、原 of Lords, 1830 (9), VIII (IUP Series of British Parlia of the Coal Trade: --- with the Minutes of Evidence 命令して印刷されたものであるからであると推測される。 月八日付で上院から送付された同報告を下院が同日付で再度 ある。以下、前者を "Commons' Report of 1830", 後者を mentary Papers-Fuel and Power: Coal Trade 1, 1969) & with Map and various Sections (15th June 1829)", House taken before the Committee; and an Appendix and Index mmittee on the Coal Trade; together with the Minutes of 著者の表現では、下院報告および上院の第一報告、第二報告 院の命令で印刷されたものであり、本訳者のそれは三○年二 それは、原著者が参照したのは一八二九年六月一五日付の上 されたベージ数と本訳者註によるベージ数とは一致しない。 示すことにする。但し、後者においては原著者によって指示 "Lords' Report of 1829", と略記し、原著者による引用箇所 House of Lords appointed to take into Consideration the State 第一報告とは "Report from the Select Committee of the (603), VIII (IUP Series of British Parliamentary Papers Evidence and Appendix, 1830", House of Commons, 1830 なお不明であるが、下院報告とは "Report of the Select Co-を指す。このうち上院第二報告のタイトル等は訳者にとって —Fuel and Power: Coal Trade 1, 1969) であり、上院 -本文中による原著者による註が付けられているが---を
 - ランド東南部を中心とする多くの教区で採用されたが、一た その地方的制度の典型として設立されたのがスピーナムラン このギルバート・スピーナムランド体制の歴史的性格をめぐ 命の史的分析』一九六六年、三一二―三四六ページ。を参照) び確立されてしまった後、一八三四年の改正(新)救貧法成立 当初英仏(ナポレオン)戦争と凶作期の応急策としてイング として支給するという院外救済拡大の頂点に位置するもので、 下の賃金をうけとっている場合その差額を手当(賃金補助) ド制度である。これはパン価格と家族規模に比例して救貧額 はじめて法制化したものである。このギルバート法のもとで て幹旋した仕事に対する賃金が救賃(生活維持)基準に達し ける院外救済としての賃金補助制度を指している。ギルバー and Employment of the Poor, 1782) ・スピーナムランド ってわが国で多くの論争がある。 に至るまで存続した。(田代不二男『イギリス救貧法の発達」 を決定したのみならず、現実に就業している貧民にも基準以 ない場合、その差額を救貧税より給付するという院外救済を ト法は旧教貧法体系下のもとで労働能力を有する貧民に対し (Speenhamland (Berkshire) System, 1795) 体制下にお え、「一 (Gilbert's Act=An Act for the Better Relief 一九六九年、八六―九〇ベージ。山之内靖『イギリス産業革 「賃金と救貧税とを同時に混合する有害な慣行」とは、ギ
 - (3) 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』Ⅱ、一九六九年、一二五八ページ。
- (4) 中世以来のフランス王室の重要な収入源となった塩の消費

- (5) Henry Dundas Viscount Melville (1741–1811) を指すと思われる。彼は、エディンバラ大学卒業後、一七六三年スコットランド弁護士会のメンバーとなり、一七七五年にはスコットランド検事総長となった。また、彼は the party of Lord North に所属して政界に進出し、一七九一年に連合王国政府の内相となり、一七九四年一一八〇一年には陸軍大臣を務め、さらに一八〇二年に貴族に列せられ、一八〇四年に海軍本部第一委員(海軍大臣に相当する)となった。("Encyclopædia Britanica", 9th ed., Vol. XV (LOO.-MEM.), p. 843)
- ベラとならび称せられた悪税。一三四一年、アルフォンソ11世財(動産・不動産)の売買に課せられた租税。 フランスのガロ) スペインおよびその植民地で公私の別を問わずあらゆる物

石炭税制改革論(上)(若林)

- (Alphonso XI) によってムーア人(the Moors) から独立を守るためと称して従価一○第税として課せられ、後に一四第に引き上げられた。その後、アダム・スミスが『国富論』を執筆した頃には六劣に引き下げられていた。この恐るべき租税はナボレオンの侵入まで存続し、スペイン王国――カタロニアとアラゴンだけはフィリップ5世(Philip V―在位一七○○年~四六年)からアルカヴァーラの免除権を購入した――の大部分の商工業を破滅させた、といわれる。("Encyclo-pædia Britanica", 9th ed., Vol. I (A.-ANA.), pp. 458-9. 『諸国民の富』Ⅱ、前掲訳書、一二九六―七ページ。)
- (7) Maria Evarist Miguel (1802-1866)のこと、ボルトガル 国王ジョアン6世の第3皇子。彼は一八〇七年―一八二〇年まで父王とともにブラジルですごし、一八二一年に帰欧したが、まだ読み書きができないといわれた。一八二二年、夫君ジョアン6世を嫌っていた王妃 Carlotta Joachima は最愛の息子ミグエルのために夫君がポルトガルに不在である事情を利用してその退位を謀ったが失敗し、彼女は Oueluz 城に 幽閉され、ミグエルは国外追放となった。ところが、一八二 六年五月にジョアン6世が急死し、彼の第一皇子でブラジル皇帝のペドロ4世は彼の娘 Maria da Gloria のために彼女皇帝のペドロ4世は彼の娘 Maria da Gloria のために彼女皇帝のペドロ4世は彼の娘 Maria da Gloria のために彼女皇帝のペドロ4世は彼の娘 Maria da Gloria のために彼女皇帝のペドロ4世は彼の娘 Maria da Gloria のために彼女皇帝のペドロ4世およびマリア、さらにはペドロ4世が導入した新憲法に忠誠を誓い、かくして一八二七年七月に摂政に任命され、翌年二月リスボンに帰った。しかしミグエルは母と彼女を支持する勢力とともにこの約束を反古にし、自は母と彼女を支持する勢力とともにこの約束を反古にし、自

SETE を僭称し(一八二八年—一八三三年)専制的権力を掌握した。彼は、一方では、あらゆるリベラリズムを徹底的に抑圧し、他方では、私生活の上で最も野蛮に放縦の限りをつくした。ヨーロッパの世論は彼の統治にますます敵意を抱くようになり、一八三二年のドン・ペドロによるオポルト占領ようになり、一八三二年のドン・ペドロによるオポルト占領よるが記三年のミグエルは一八三四年五月に降伏し、国外に退去した。("Encyclopædia Britanica", 9th ed., Vol.外に退去した。("Encyclopædia Britanica", 9th ed., Vol.

- (8) 北東イングランド石炭独占の詳細については、拙稿"産業(8) 北東イングランド石炭独占の歴史的性格——。(本誌第二十四巻第五・六合併号、第二十五巻第二・三合併号、第二十六巻第二号、六合併号、第二十五巻第二・三合併号、第二十七巻第一号、同第二号)を参照せよ。
- (9) 一八一五年七一八月、著名な化学者・哲学者であったハンスリー・ディヴィ卿はサンダーランド炭鉱事故防止協会の招聘をうけて、炭鉱事故の原因と安全な坑内照明具の開発を依頼され、同年一○一一二月、セイフティ・ランプまたはワイ東され、同年一○一一二月、著名な化学者・哲学者であったハンすぐに一般的に使用されるようになった。
- 2) "Lords' Report of 1829", p. 37
- 11) *Ibid.*, p. 38.
- ぼ二・三五二八四ハンドレッドウェイトに等しい。またニュカインチ、または三八・八九九インペリアル・ガロンで、ほ2) ボールとは石炭の容量単位。一ボールとは九六七六・八立

- ーカスル・チョールドロンは二二・五二六ボールに等しく、ロンドンまたはインペリアル・チョールドロンは三六ブッシェルでほぼ一二・○一九ボールに等しい。(G.C.Greenwell, "Glossary of Terms used in the Coal Trade of Northum berland and Durham", 3rd ed., 1888, pp.8, 17.)
- "Lords' Report of 1829", p. 40.
- (4) "Commons' Report of 1830", p. 46
- (15) Ibid., p. 26.
- (E) "Lords' Report of 1829", p. 47.
- (C) "Commons' Report of 1830", p. 13.
- (≅) *Ibid.*, p. 90.
-)ロンドンで小売用に使われる石炭袋は古くからの慣習として3ブッシェル入りを標準としており、一七世紀にロンドンで3ブッシェル入りを標準としており、一七世紀にロンドントと2インチ、幅2フィート2インチの亜麻布製で、3ブッシェルを含み、しかもギルドホールまたはウェストミンスタシェルを含み、しかもギルドホールまたはウェストミンスタシェルを含み、しかもギルドホールまたはウェストミンスタシェルを含み、しかもギルドホールまたはウェストミンスタシェルを含み、しかもギルドホールまたはウェストミンスタシェルを含み、しかもギルドホールまたはウェストミンスタシェルを含み、しかもギルドホールまたはウェストミンスを力がは、一七五八一九年法(32 Geo. II, c. 68, s. 107)で使用済をくされ、一八〇七年法(47Geo. III, c. 68, s. 107)で使用済をくされ、一八〇七年法(47Geo. III, c. 68, s. 107)で使用済をすれば、一八三一年法(182 WB. IV, c. 76, s. 48)によってはじめて、石炭袋は1または2ハンドレッドウェイトを含むべきものとして、容量方式から重量方式に転換された。